[illegible]

旅は目の辺り見聞きすることはまずが胸に針でも打ち附けられるやうな辛い思いたします。

此点は過去に於て貴殿も亦私達と同じ身なれど、争議といふものを見て来られたに違いないことをお察し申上げ、此度の出来事を心の底から遺憾に存ずる次第であります。

二、会社の現状は今更私から申上る迄もなく、貴殿はよく／＼御承知のことゝあります。先生から示された案は貴殿に取っては不満でありませう。然しそれは会社の現状として最善のものであり、止を得ない次第であることも御了解は出来ると存じます。

三、既に御承知の通り、先生は職がない人には優先的に支払ふと声明、昨日は三名の人に対して金六百参拾四拾壱円を支払はれました。

四、兵に困る人には考慮することも声明せられて居ます。

五、休職者の内には後備的で復職を約束した人もあります。

六、万一兵にお困りになるのでありますれば、其の事情を私共に御申出で下されば先生とも相談して、出来得る限りの努力をする決心であります。

七、私は貴殿の友人の立場として、此際先生の云ふことを信頼して会社が一日も早く、一人でも多く拂い得るやうに御努め下さることが一番賢明なる策と信じまして、冷静に御考慮なさることをおすゝめする次第であります。

八、争議の経験者等から漸く説には、先方間違いも多いやうに聞いて居ります。御両親や奥さん等にも篤と御相談なさることも必要と存じます。

九、失礼ではありますが、過去の争議の結果を見、貴殿等と会社の利害関係から考へましても、此際互に平静にかへって永續に美しく話しを納めることを念願し書面を以てお奨めいたします。

拝具

参 6.9.18 3022

労秘第四一四二号

昭和六年九月十七日

警視総監 高橋守雄（印）

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官殿
各庁府県長官殿（八庁府県）

星製薬株式会社争議ニ関スル件（解決）

標記争議ニ関シテハ屡報ノ通労資数次ノ会見ヲ遂ニ交渉決裂シ居リタルカ其後十二日十四日両度ノ会見ニ依リ両者ノ主張漸ク接近シ十五日労資会見ノ結果円満解決シ見ルニ至リタルカ状況左記ノ通

一、交渉状況